

様式 A - 1

申請等に対する処分一覧表

(令和 7 年 (2025 年) 1 月 22 日作成)

[所管：財務部債権管理課]

No.	法令名	根拠条項	処分名	基準	期間
1	豊中市諸収入金の督促, 延滞金及び過料に関する 条例	4	延滞金の減免	B	A
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名		延滞金の減免
根拠法令及び条項		豊中市諸収入金の督促, 延滞金及び過料に関する条例 第4条
所管部課(室)係名		財務部債権管理課
審査基準	関係条項	同条例第4条
	基準	<p>減免の要件</p> <p>(1) 自己の傷病又は生計を同じくする者の死亡若しくは傷病により, 生活が困難になった場合</p> <p>(2) 自己又は生計を同じくする者の失業又は廃業等により, 生活が困難になった場合</p> <p>(3) 災害により資産(地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第7条の13の2各号に掲げる資産を除く。)に損害を受けたことにより延滞金の納付の資力を失った場合</p> <p>(4) 前3号のいずれかに該当する事実と類する事実があったとき</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成26年1月1日設定(令和7年1月22日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間	総日数10日(注: 休日は含まない)
	内訳	<p>経由期間 日(事務所)</p> <p>処分期間 日(部 課)</p>
	設定等年月日	平成26年1月1日設定(令和7年1月22日最終変更)
備考		